

# 誓約書

私  
私共  
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県総合県税事務所長

氏名又は名称

|   |   |
|---|---|
| 印 | 印 |
| 印 | 印 |
| 印 | 印 |
| 印 | 印 |
| 印 | 印 |

## 備考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあっては、免税軽油使用者全員が記名押印すること。

### ※地方税法施行令第43条の15第15項

地方税法第144条の21第3項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- 1 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 2 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 3 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- 4 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。